

構内外注に係る特定整備事業者の自らの管理の下で行われる旨の
取り決めが交わされる書面等について

いわゆる構内外注の取扱いについては、「構内外注における電子制御装置整備は、特定整備事業者の自らの管理の下で行われることから、その旨の取り決めが交わされていること」とされていますが、下記の全ての項目が記載されている書面が存する場合は、「取り決めが交わされていること」として取り扱って差し支えありません。

記

1. 特定整備事業者名並びに構内外注作業を行う者の氏名又は名称
2. 構内外注作業の内容
3. 構内外注作業は特定整備事業者の管理の下で行われること

以上